

## 7. (6) 据置型定期預金規定

### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。ただし、継続後のこの預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

### 2. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の3か月後の応当日（継続したときはその継続日の3か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払をしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払は、預入日の3か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払をしたときはその支払後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約をするときは解約時、一部支払をするときは一部支払時）に預入日から最長預入期限（解約をするときは解約日、一部支払をするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について計算します。
  - ① 3か月以上6か月未満 預入日現在のこの預金の預入期間3か月以上の店頭表示利率
  - ② 6か月以上1年未満 預入日現在のこの預金の預入期間6か月以上の店頭表示利率
  - ③ 1年以上2年未満 預入日現在のこの預金の預入期間1年以上の店頭表示利率
  - ④ 2年以上3年未満 預入日現在のこの預金の預入期間2年以上の店頭表示利率
  - ⑤ 3年以上4年未満 預入日現在のこの預金の預入期間3年以上の店頭表示利率
  - ⑥ 4年以上5年未満 預入日現在のこの預金の預入期間4年以上の店頭表示利率
  - ⑦ 5年 預入日現在のこの預金の預入期間5年の店頭表示利率
- (2) 継続をする場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された預金口座へ振替または元金への組入れのいずれかの方法により支払います。
- (3) 解約または一部支払をする場合のこの預金の利息は、解約または一部支払をする元金とともに支払います。

- (4) 継続を停止した場合におけるこの預金の利息は、最長預入期限経過後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を預入日の3か月後の応当日前に第5条1項により解約する場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を預入日の3か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の3か月後の応当日前に解約はできません。
- (2) この預金を解約、一部支払または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。  
ただし、この預金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

以 上